



三木市 吉川町

# 合併協議会だより

平成16年6月1日発行

第2号



「合併の方式」や「合併の期日」など重要事項が協議された第2回合併協議会

## 目次

- 第2回合併協議会の結果報告 ..... 2
- 協議会からのお知らせ ..... 4



## 第2回

# 合併協議会が開催されました

平成16年4月23日、三木市教育センターにおいて、第2回三木市・吉川町合併協議会が開催され、合併協定項目の協議が本格的に始まりまし



### 報告事項

#### ■報告第10号

今後の市町経営のあり方に関する「支援地域」の指定について

兵庫県 of 合併支援事業の活用等ができる「支援地域」の指定を4月19日付けで受けたことが報告されました。

### 協議事項

第1回協議会で提案された事項について、協議が行われました。

#### ■協議第9号

合併協定項目について

合併のために必要な25の協定項目について承認がなされました。(別表参考)

#### ■協議第10号

合併の方式について

「美囊郡吉川町を廃し、その区域をもって三木市に編入する編入合併とする」という編入合併方式が承認がなされました。

#### ■協議第11号

合併の期日について

「合併の期日は平成17年3月31日までとする」という承認がなされました。

なお、委員からは、合併の期日については、合併特例法の改正も見込まれることから、住民に対しよりわかりやすい報告をするため、平成17年7月等の現段階で予想される日の設定をすべきでは、との提案がなされました。事務局からは、現行法の規定に基づき平成17年3月31日までとしているが、関係法が改正された時点で合併協議会に再度協議することを説明し、この承認がなされました。

#### ■協議第12号

新市の名称について

「新市の名称は『三木市』とする」という承認がなされました。

#### ■協議第13号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置を現在の三木市役所とし、現吉川町役場については、支所とするという承認がなされました。支所のあり方については、今後協議が行われることとなります。

なお、委員からは、吉川支所について、吉川町から三木市役所までの

距離が長いことから、主な住民サービスについては、現在の役場において引き続き行ってほしいとの要望が出されました。

#### ■協議第14号

財産及び債務の取扱いについて

「美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする」という承認がなされました。

#### ■協議第15号

条例、規則の取扱いについて

「条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う」という承認がなされました。

#### ■協議第16号

町、字の区域及び名称の取扱いについて

三木市及び吉川町の大字又は字の区域は、現行のとおりとし、三木市の大字名及び字名は現行のとおりする。また、吉川町の大字名は、現行の大字名の前に現町名である「吉川町」を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする承認がなされました。

例えば、現在の吉川町役場の住所は、三木市吉川町吉安246番地と

なります。

## 提案事項

### ■提案第17号

### 新市建設計画「新市まちづくり計画」策定方針について

新市の総合計画の基本構想的位置づけを担う「新市まちづくり計画」の策定方針が提案されました。

計画は、三木市・吉川町の合併後のまちづくりを進めるに当って、住民福祉の向上や地域の均衡ある一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示す指針となるものです。



## 合併協定項目

### ■基本的協議事項

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産及び債務の取扱い

### ■合併特例法に規定されている特例の協議事項

- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 一般職の職員の身分の取扱い
- 10 地域審議会の取扱い
- 11 新市建設計画

### ■その他必要な協議事項

- 12 特別職の職員の身分の取扱い
- 13 条例、規則等の取扱い
- 14 事務機構及び組織の取扱い
- 15 一部事務組合等の取扱い
- 16 使用料、手数料等の取扱い
- 17 公共的団体等の取扱い
- 18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い
- 19 町、字の区域及び名称の取扱い
- 20 市町の慣行の取扱い
- 21 国民健康保険事業の取扱い
- 22 介護保険事業の取扱い
- 23 消防団の取扱い
- 24 各種事務事業の取扱い
- 1 情報公開の取扱い

- 2 防災関係の取扱い
- 3 国際交流事業の取扱い
- 4 納税関係の取扱い
- 5 情報システム事業の取扱い
- 6 情報関係事業の取扱い
- 7 広聴広報関係事業の取扱い
- 8 交通関係事業の取扱い
- 9 障害者福祉事業の取扱い
- 10 高齢者福祉事業の取扱い
- 11 児童福祉事業の取扱い
- 12 その他各種福祉制度の取扱い
- 13 健康づくり事業の取扱い
- 14 人権（同和）対策関係事業の取扱い
- 15 社会福祉協議会の取扱い
- 16 保健衛生関係事業の取扱い
- 17 農林水産関係事業の取扱い
- 18 商工観光関係事業の取扱い
- 19 都市計画関係事業の取扱い
- 20 建設関係事業の取扱い
- 21 水道事業の取扱い
- 22 下水道事業の取扱い
- 23 市町立学校等の通学区域の取扱い
- 24 学校教育関係の取扱い
- 25 社会教育関係の取扱い
- 26 イベント関係の取扱い
- 27 行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い
- 28 塵芥処理の取扱い
- 25 その他必要な事項の取扱い

# Information

## 協議会からのお知らせ

### ●協議会の傍聴について

合併協議会は公開を原則としています。一般傍聴人の定員は、30人以内としますが、会議場の都合により傍聴人の定員を増減員することがあります。傍聴を希望される方は、会議開催予定時刻の15分前から傍聴受付の順に傍聴証を交付します。ただし、その時刻における傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順により決定します。

### ●会議資料、会議録の閲覧について

会議資料並びに会議録は、次の場所で閲覧することができます。

三木市役所 4階 合併協議会事務局 総務係

吉川町役場 1階 総務財政課 総合窓口

### ●ホームページ開設のお知らせ

三木市・吉川町合併協議会のホームページを開設しました。合併に関する情報をお知らせします。

ホームページアドレス

▶▶▶ <http://www.miki-yokawa-gappei.jp>

### ●住民意向調査のご協力のお礼

両市町合併後の新しいまちづくりについて検討するため、この度住民意向調査を実施いたしました。多くの皆様にご協力をいただき、ありがとうございました。今後は、アンケート結果も踏まえ「新市まちづくり計画」に反映させていきたいと考えております。

なお、アンケートの分析結果については、次号でお知らせする予定です。



### 今後の会議開催スケジュール

#### ●第3回三木市・吉川町合併協議会

日時：5月24日(月) 午後1時30分より

会場：吉川町総合中央活動センター  
研修館 講習室

#### ●第4回三木市・吉川町合併協議会

日時：6月22日(火) 午後2時30分より

会場：三木市立教育センター 4階 大研修室

### 編集・発行

#### 三木市・吉川町合併協議会

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

(三木市役所内)

TEL 0794-82-4990 FAX 0794-82-9755

■E-mail

[jimu@miki-yokawa-gappei.jp](mailto:jimu@miki-yokawa-gappei.jp)

■ホームページ

<http://www.miki-yokawa-gappei.jp>